



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次(*については県例規集掲載事項)

- 公安委員会規則
 - *10 和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則
- 告示
 - 813 生活保護法による介護機関の指定(福祉保健総務課)
 - 814 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (長寿社会課)
 - 815 所在不明貸金業者 (商工観光労働総務課)
 - 816 保安林の指定予定の通知 (森林整備課)
 - 817 " (")
 - 818 平成20年度公共工事等/総合支援システム調査委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (技術調査課)
 - 819 IC運転免許証作成システム機器の搬入等委託及び貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (警察本部)
- 監査委員告示
 - 1 包括外部監査人の監査の事務を補助させることができる旨の協議
- 公告
 - 入札公告 (技術調査課)
 - " (警察本部)
- 監査公表
 - 監査公表第23号
- 諸報
 - 平成20年度宅地建物取引主任者資格試験の実施 (財団法人不動産適正取引推進機構)

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第10号

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年6月6日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人
和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察署組織規則(昭和32年和歌山県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1和歌山県田辺警察署の部大浜交番(田辺市上屋敷)の項中「文里二丁目」の次に「、芳養松原二丁目の一部」を加え、同表和歌山県串本警察署の部署所在地受持(東牟婁郡串本町串本)の項中「串本」の次に「、サンゴ台」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第813号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年6月6日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社あゆむ	和歌山市磯の浦470番地の7	ケアプランセンターあゆむ	有田市宮崎町1634番地	居宅介護支援	平成20.5.1

和歌山県告示第814号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78

条第1号及び第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成20年6月6日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

指定事業者番号	氏名 (法人の場合)は、申請者の名称	住所 (法人の場合)は、主たる事務所の所在地	法人の場合)は、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)

3070101609	有限会社城東メディカルサービス	和歌山市友田町3丁目20番地	久原恭子	デイサービスたがみ	和歌山市友田町3丁目20番地	訪問介護・介護予防訪問介護	平成20.6.1 平成26.5.31
3012410621	社会福祉法人南紀白浜福祉会	西牟婁郡白浜町富田1703番地	杉若勝也	船附診療所	西牟婁郡白浜町富田1360-20	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成20.6.1 平成24.6.30
3070106558	株式会社あおぞらケアセンター	和歌山市手平2丁目5番49号	藤田元人	デイサービスあおぞら	和歌山市小雑賀728番地の1	通所介護・介護予防通所介護	平成20.6.1 平成26.5.31
3070106574	医療法人真正会	和歌山市北中島1-5-1	龍神正彦	デイサービスりゅうじん	和歌山市北中島1-2-4	通所介護・介護予防通所介護	平成20.6.1 平成26.5.31
3071000735	株式会社マリックス	橋本市高野口町小田614番地	森本泰弘	デイサービスまりっくす	橋本市高野口町小田643-1	通所介護・介護予防通所介護	平成20.6.1 平成26.5.31
3071600781	医療法人たちばな会	有田郡有田川町小島278番地1	西岡平	デイサービスセンター西岡	有田郡有田川町小島278番地1	通所介護・介護予防通所介護	平成20.6.1 平成26.5.31
3070102037	有限会社城東メディカルサービス	和歌山市友田町3丁目20番地	久原恭子	有限会社城東メディカルサービス	和歌山市友田町3丁目20番地	特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成20.6.1 平成26.5.31

和歌山県告示第815号

次の貸金業者の営業所の所在地が確知できないので、当該貸金業者は、和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工観光労働総務課まで申し出てください。

なお、この告示の日から30日を経過しても当該貸金業者から申出がない場合は、貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の6第1項の規定により、その登録を取り消すことがあります。

平成20年6月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 商号又は名称 グリーンファイナンス
- 2 氏名 植野匡城
- 3 主たる営業所又は事務所の所在地 和歌山市中島383番地の17 中島ロイヤルハイツ302号
- 4 登録番号 和歌山県知事(N1)第01426号
- 5 登録年月日 平成18年12月11日

和歌山県告示第816号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年6月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字高津尾字小原1562の2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第817号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年6月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字初湯川字小串2312の1、2312の2
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字小串2312の1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第818号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成20年度公共工事等/統合支援システム調査委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年6月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 業務名
平成20年度 CALS/EC第1号 公共工事等/統合支援システム調査委託業務
- 2 資格審査申請書類及びその配布方法等
 - (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 競争入札資格審査申請書
 - イ 情報システムの契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成16年和歌山県告示第1369号。以下「要綱」という。）第8条に規定する競争入札参加資格審査結果通知書の写し（入札参加資格があると記されたもの）
 - ウ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
 - エ 和歌山県が示す仕様書に対する提案書
 - (2) (1) のア及びウに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、平成20年6月6日（金）から平成20年6月13日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前10時から午後

- 4時までの間（正午から午後0時45分までの間を除く。）に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、3に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成20年6月13日（金）までの間（休日を除く。）に和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 3 資格審査説明会の場所及び日時
 - (1) 場所
和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1
和歌山県庁南別館3階防災対策室D
 - (2) 日時
平成20年6月9日（月）午前11時から
- 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
平成20年6月6日（金）から平成20年6月13日（金）までの間（休日を除く。）の午前10時から午後4時までの間（正午から午後0時45分までの間を除く。）に5に掲げる場所で受け付ける。
- 5 資格審査申請書類の配布の場所
和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1
和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-3064
ファクシミリ番号 073-428-1810
- 6 申請書類に使用する言語
申請書類に使用する言語は、日本語とする。
- 7 入札参加者の資格
この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者とする。
 - (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
 - (3) 和歌山県が行う競争入札参加者の資格を停止されていない者であること。
 - (4) 要綱に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加者資格名簿の登録区分「システム分析・開発」及び「システム運用・管理」のいずれにも登録されている者であること。ただし、登録されていない者であっても、要綱第6条第2項に従い、4に定める資格審査申請書類の受付期間の最後の日（平成20年6月13日（金））までに登録されている者であること。
- 8 資格審査の結果通知
資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書に

より平成20年6月18日（水）までに通知する。

- 9 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求められることができる。
 - (2) (1)の説明は、平成20年6月20日（金）までに書面により求めるものとする。
 - (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
 - (4) 説明に対する回答については、平成20年6月26日（木）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
 - (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第819号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び第2項並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、IC運転免許証作成システム機器の搬入等委託及び賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成20年6月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する業務の名称等
 - (1) 業務の名称
IC運転免許証作成システム機器の搬入等委託及び賃貸借業務
 - (2) 業務の内容
仕様書による。
- 2 一般競争入札に参加する者の資格
 - (1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成20年6月6日（金）において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。
 - ア 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - イ 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。
 - ウ 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
 - エ 国税及び県税に未納がない者であること。
 - オ この入札に係る契約業務と同等規模の業務の契約を過去2年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。
 - カ 営業品目に賃貸借を有する者であること。
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営して

いない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

- ク 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。
- (2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が(1)のアからエまで、キ及びクに掲げる要件をすべて満たすとともに、代表者が(1)のオ及びカに掲げる要件をすべて満たしていること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき
 - (ア) 競争入札参加資格審査申請書
 - (イ) 事業経歴書
 - (ウ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
 - (エ) 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
 - (オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）
 - (カ) 使用印鑑届
 - (キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの
 - a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - b 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地在する都道府県が課する税全税目
 - (ク) 誓約書
 - (ケ) 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
 - (コ) 保守体制証明書
 - (サ) この入札に係る契約業務と同等規模以上の契約を過去2年以内に締結したことを証する契約書の写し
 - イ コンソーシアムとして申請する場合
 次の(ア)及び(コ)から(シ)までの書類についてはコンソーシアムの代表者が提出することとし、(イ)から(ケ)までの書類については構成員ごとに提出すること。
 - (ア) 競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアム）
 - (イ) 事業経歴書
 - (ウ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提

出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(エ) 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状(コンソーシアム構成員)、委任状(コンソーシアム代表者)

(コ) 保守体制証明書

(サ) この入札に係る契約業務と同等規模以上の契約を過去2年以内に締結したことを証する契約書の写し

(シ) コンソーシアム協定書

(2) (1) のアの(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)並びに(1)のイの(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)に掲げる申請書類については、資格審査申請時点で、既に和歌山県が定める「情報システム契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格」を有し、現に有効な競争入札参加資格審査結果通知書を交付されている者においては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1) のア並びにイの(ア)、(イ)、(カ)、(ク)、(ケ)及び(コ)に掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成20年6月6日(金)から平成20年6月13日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)の定める休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成20年6月26日(木)までの間和歌山県警察本部警務部会計課(以下「会計課」という。)に対して書面等(ファックスを含む。)により行うものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西1番地 交通センター 3階第2教室

(2) 日時

平成20年6月17日(火)午後2時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年6月23日(月)から平成20年7月2日(水)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により6に掲げる場所に提出することとする。

6 資格審査申請書類の配布の場所

会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110(内線2246)

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成20年7月11日(金)までに通知する。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者に通知する。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成20年7月14日(月)までに書面により求めることができる。

(3) (2) の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成20年7月18日(金)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

監査委員告示

和歌山県監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人の中修二の監査の事務を補助させることができる旨の協議が調ったので、次のとおり告示する。

平成20年6月6日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員 築 野 富 美

和歌山県監査委員 前 芝 雅 嗣

和歌山県監査委員 浅 井 修 一 郎

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる機関
牧野康幸	大阪府池田市石橋4丁目1番18号	平成20年6月6日から平成21年3月31日まで
大川幸一	兵庫県川西市南花屋敷4丁目15番26号	平成20年6月6日から平成21年3月31日まで
掛谷純子	大阪府大阪市北区長柄東3丁目2番3-208号	平成20年6月6日から平成21年3月31日まで

速水弘	大阪府高槻市奥天神町3丁目7番3号	平成20年6月6日から平成21年3月31日まで
中嶋崇	大阪府大阪市中央区谷町6丁目2番33-216号	平成20年6月6日から平成21年3月31日まで
辻井芳樹	大阪府堺市中区深井中町488番地18	平成20年6月6日から平成21年3月31日まで

公 告

入 札 公 告

公共工事等/統合支援システム調査委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年6月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度及び事業番号

平成20年度 CALS/EC第1号

(2) 委託業務の名称

公共工事等/統合支援システム調査委託業務

(3) 委託業務の内容

入札説明書による。

(4) 納入場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1

和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課

(5) 納入期限

ア 調査報告書の作成等

平成20年9月13日

イ 比較資料の作成等

平成20年9月20日

ウ 基本設計書原案の作成等

平成21年3月2日

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第818号に規定する平成20年度公共工事等/統合支援システム調査委託業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1

和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課

(2) 日時

平成20年6月6日（金）から平成20年6月26日（木）までの間の和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時まで（正午から午後0時45分までの間を除く。）

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成20年6月13日（金）までの間に和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 事業説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1

和歌山県庁南別館3階防災対策室D

(2) 日時

平成20年6月9日（月）午前11時から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1

和歌山県庁南別館3階防災対策室D

イ 入札日時

平成20年6月27日（金）午前11時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成20年6月27日（金）午前9時30分までに和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課へ必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額

を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、競争入札参加資格の停止措置を受けて競争入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づき予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合に

において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課

イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3064

ファクシミリ番号 073-428-1810

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

入札公告

IC運転免許証作成システム機器の搬入等委託及び賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

平成20年6月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度 平成20年度

- (2) 調達物品の名称及び数量

IC運転免許証作成システム機器の搬入等委託及び賃貸借 一式

- (3) 委託及び賃貸借の契約期間

ア 委託業務

契約締結日から平成20年11月30日までの間

イ 賃貸借業務

平成20年11月1日から平成25年10月31日までの間

- (4) 調達物品の仕様等

IC運転免許証作成システム仕様書による。

- (5) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年度和歌山県告示第819号に規定するIC運転免許証作成システム機器の搬入等委託及び賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部警務部会計課（以下「会計課」という。）

(2) 期間

平成20年6月6日（金）から平成20年6月13日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39条）第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書等を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する仕様書に対して質問のある者は、和歌山県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）に対して平成20年6月26日（木）午後4時までに書面により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西1番地 交通センター 3階第2教室

(2) 日時

平成20年6月17日（火）午後2時

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市西1番地 交通センター 3階第2教室

イ 入札日時

平成20年7月25日（金）午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積も

った入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、運転免許課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に係らない運転免許課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書作成の要否

要
 13 契約の締結における議会の議決の要否
 否
 14 その他
 (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 ア 名称
 会計課
 イ 所在地
 和歌山市小松原通一丁目1番地1
 郵便番号 640-8588
 電話番号 073-423-0110(代表)
 (2) この入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 15 Summary
 (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Alease of equipment for making driver's license system with integrated circuit
 (2) Time limit for tender :
 By hand : Friday, July 25, 2008. 2:00 P.M.
 (3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters
 Police Administration Department
 Finance Section
 1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588,
 Japan
 phone: 073-423-0110

監 査 公 表

和歌山県監査公表第23号

平成18年3月2日付け和監委第92号の行政監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年6月6日

- 和歌山県監査委員 垣 平 高 男
- 和歌山県監査委員 築 野 富 美
- 和歌山県監査委員 前 芝 雅 嗣
- 和歌山県監査委員 浅 井 修 一 郎

- 1 行政監査の対象
 県に事務局を置く団体について
- 2 行政監査の結果に基づく措置

(知事所管分)

行政監査の結果に関する報告書中	措 置 の 内 容
(総合交通政策課) 4 和歌山県輸送力強化促進委員会 平成16年度から活動休止中の団体であるため、速やかに廃止を検討されたい。	平成18年3月31日付けで廃止した。
(情報政策課) 5 和歌山県情報化推進協議会 繰越金が多額であるため、事業内容を見直し、負担金の軽減を検討されたい。	事業内容の見直しについて平成19年度は、県内の教職員や保護者を対象としたインターネットや携帯電話の安心安全な使い方等に関する講座や、地域情報化を推進する普及啓発イベントとして「わかやま地域情報化フォーラム」を開催するなど、会員のニーズに合致した事業を継続して実施する一方、平成19年8月より事務局専任書記を廃止し、事務局費の削減を図った。また、負担金の軽減については、平成19年度より会費を一口1万5千円から1万円に減額し、あわせて県の負担金についても年額990,000円から800,000円へ軽減した。
(循環型社会推進課) 7 和歌山県ごみ処理施設連絡協議会 平成17年度末の廃止に向け、適切に事務処理されたい。	平成18年10月6日に開催した「和歌山県ごみ処理施設連絡協議会総会」において、平成17年度に精算した会計処理の決算認定をいただくとともに、本協議会の解散について審議を行った結果、全員一致の決議により解散した。
(循環型社会推進課) 8 和歌山県し尿処理施設管理運営連絡協議会 平成17年度末の廃止に向け、適切に事務処理されたい。	平成18年8月25日に開催した「和歌山県し尿処理施設管理運営連絡協議会総会」において、平成17年度に精算した会計処理の決算認定をいただくとともに、本協議会の解散について審議を行った結果、全員一致の決議により解散した。
(NPO協働推進室:旧NPO協働推進課) 12 和歌山県生活学校連絡協議会 平成18年4月1日の事務局の外部移管に向け、適切に事務処理されたい。	平成18年度から県生活学校連絡協議会を自主運営化させ、事務局を外部移管した。

<p>(難病・感染症対策課:旧健康対策課)</p> <p>19 和歌山県母と子の健康づくり運動協議会 少子化に対応し、子どもの健やかな育成を図るため、地域活動の拠点である団体の組織の強化を図り、併せて母子保健推進員の活動の強化を図られたい。</p>	<p>本協議会に対しては、会員である母子保健推進員を対象とした研修会や、母子保健地域活動事業、ボランティア育成推進会議などの県事業を通じて活動強化を支援している。</p> <p>これらの事業がさらに組織及び地域活動の強化につながり、住民ニーズに即した活動が可能となるよう、平成19年度事業の実施について本協議会に委託する形で予算措置した。</p>
<p>(企業立地課)</p> <p>21 海南インテリジェントパーク企業誘致推進連絡協議会 地元である海南市への事務局の移管を検討されたい。</p>	<p>海南インテリジェントパーク内の企業用地については平成18年度に完売となり、企業誘致を促進するという海南インテリジェントパーク企業誘致推進連絡協議会の目的が達せられたため、同協議会は平成19年に解散した。</p>
<p>(農業農村整備課:旧農村計画課)</p> <p>22 和歌山県農業集落排水推進協議会 今後は、事業推進と併せて整備済施設の更新、維持管理が課題となるため、事務局を外部に移管するとともに、ハード部門を行っている県土整備部と十分連携を図るよう指導されたい。</p>	<p>本協議会については、平成3年の発足以来、農村女性を会員とし、農業集落排水事業を中心として、農村環境保全の啓発推進や調査研究等を実施してきたが、平成19年度総会において解散議決し、平成19年度末をもって解散した。また、県土整備部、関係市町村と協議の結果、外部が事務局の事業推進と併せ整備済施設の更新、維持管理を目的とした新たな協議会(関係市町村長を会員とする。)が設立される予定である。</p>
<p>(畜産課)</p> <p>23 和歌山県家畜改良協会 事務局の外部への移管を検討されたい。</p>	<p>平成18年4月1日をもって事務局を外部へ移管した。</p>
<p>(林業振興課)</p> <p>25 和歌山県治山林道協会 繰越金が多額であるため、事業内容を見直し、負担金の軽減を検討されたい。</p>	<p>平成18年度の負担金について、効率的な事業実施による歳出削減に努め、前年度から約25%の軽減を行った。</p>
<p>(林業振興課)</p> <p>27 和歌山県林材振興協議会 繰越金が事業費に比べ多く、また増加しているため、事業内容を見直し、負担金の軽減を検討されたい。</p>	<p>事業内容については、団体等から要望の多い研修内容の充実を図るとともに、平成18年度の負担金については、前年度から約50%の軽減を行った。</p>
<p>(山村整備課:旧定住促進課)</p> <p>29 和歌山県ふるさとふれあいフェア推進協議会 事業内容を見直し負担金の軽減を図るなど、当協議会の在り方について検討されたい。</p>	<p>当協議会の在り方を明確にするため、名称を「紀州・山の日」推進協議会と改称し、「紀州・山の日」の普及啓発・地域振興対策を効果的に行うよう規約の改正を行うとともに、H17、H18の2年間で約53%の負担金の軽減を行った。</p>
<p>(山村整備課:旧定住促進課)</p> <p>30 和歌山県山村振興対策事務研究会 担当課長会議等は県の業務として行い、廃止を検討されたい。</p>	<p>平成18年度末をもって解散した。</p>
<p>(道路政策課)</p> <p>32 和歌山県道路協会 繰越金が多額であるため、事業内容を見直し、負担金の軽減を検討されたい。</p>	<p>平成18年度予算において、事業内容の見直しを行うとともに、事業費に対する負担割合を10%削減した。</p>
<p>(道路政策課)</p> <p>33 和歌山県高規格幹線道路建設促進委員会 繰越金が多額であるため、事業内容を見直し、負担金の軽減を検討されたい。</p>	<p>平成18年度予算において、事業内容の見直しを行うとともに、事業費に対する負担割合を20%削減した。</p>
<p>(道路政策課)</p> <p>34 和歌山バイパス促進期成同盟会 平成19年度の廃止に向け、適切に事務処理されたい。</p>	<p>平成19年度をもって解散する。 (平成19年度総会において、会員の了承済み。)</p>
<p>(近畿自動車道紀南高速事務所)</p> <p>36 近畿自動車道松原那智勝浦線南部田辺間建設促進連絡協議会 平成19年度の廃止に向け、適切に事務処理されたい。</p>	<p>平成19年11月11日にみなべIC～南部田辺IC間が開通し、当初の目的を達成したため平成20年3月25日をもって廃止した。</p>
<p>(道路保全課)</p> <p>39 和歌山県市町村道整備促進期成同盟会</p>	

<p>繰越金が多額であるため、事業内容を見直し、負担金の軽減を検討されたい。</p>	<p>平成18年度予算において、事業内容の見直しを行うとともに、負担金を対前年比で30%減額した。</p>
<p>(河川課) 40 和歌山県河川協会 全体的に事業内容を見直し、負担金の軽減を検討されたい。</p>	<p>平成17年度から「市町村担当課長会議」を休止したほか、事務経費の削減に努め、平成18年度の負担金は平成17年度に比べ11%の減としている。</p>
<p>(砂防課) 42 全国治水砂防協会和歌山県支部 繰越金が多額であるため、事業内容を見直し、負担金の軽減を検討されたい。</p>	<p>平成18年度予算において事業内容の見直しを行い、歳出削減に努めるとともに、各市町村負担金のうち事業費割合の負担率を5%削減する見直しを行った。</p>
<p>(下水道課:旧生活排水課) 43 和歌山県浄化槽普及促進協議会 繰越金が多額であるため、事業内容を見直し、負担金の軽減を検討されたい。</p>	<p>負担金の縮減について各市町村の意見を伺ったところ平成15年度に縮減を行ったが、平成18年度から更に事業費割2/1000を1.5/1000に変更し25%の縮減を行うことに決定。これにより毎年度不足額が発生しますが、当面繰越金で対応することになった。</p>
<p>(都市政策課) 44 和歌山県都市計画協会 繰越金が多額であるため、事業内容を見直し、負担金の軽減を検討されたい。</p>	<p>平成18年度予算において、事業内容の見直しを行うとともに、負担金の額を対前年比で36%削減した。</p>
<p>(漁港整備室:旧漁港課) 47 和歌山県漁港協会 繰越金が多額であるため、事業内容を見直し、負担金の軽減を検討されたい。</p>	<p>支部振興事業の廃止等、事業内容を見直しするとともに、負担金の軽減をするため、平成18年度より事業費割について、負担率を10%軽減した。</p>

諸 報

公 告

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第16条の2第1項の規定による和歌山県知事の委任に係る平成20年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成20年6月6日

財団法人不動産適正取引推進機構
理事長 望 月 薫 雄

1 試験の日時

平成20年10月19日(日)午後1時から午後3時まで。ただし、宅地建物取引業法第16条第3項の規定により、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し、修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする者(宅地建物取引業法施行規則第10条の5第6号にいう登録講習修了者。以下「登録講習修了者」という。)については、午後1時10分から午後3時まで

2 試験の場所

受験申込みの受付の際に指定する。

3 試験の内容

(1) 内容

おおむね次の事項について行う。ただし、登録講習修了者については、次のア及びオに掲げる事項に関する問題を免除する。

ア 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、

構造及び種別に関すること。

イ 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。

ウ 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。

エ 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。

オ 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。

カ 宅地及び建物の価格の評定に関すること。

キ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

(2) 出題法令

平成20年4月1日現在施行されている法令による。

4 試験の方法及び出題数

(1) 方法

4肢択一式の筆記試験による。

(2) 出題数

50問。ただし、登録講習修了者については、45問とする。

5 受験資格

年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

6 受験申込み

(1) インターネットによる申込み

<p>ア 試験案内の掲載</p> <p>(ア) 掲載期間 平成20年7月1日(火)から同年7月15日(火)まで</p> <p>(イ) 掲載場所 財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ (http://www.retio.or.jp)</p> <p>イ 申込期間 平成20年7月1日(火)午前9時30分から同年7月15日(火)午後9時59分まで</p> <p>ウ 申込方法</p> <p>(ア) 財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ (http://www.retio.or.jp)にアクセスし、受験申込画面において必要な事項(登録講習修了者については、登録講習修了者証明書(修了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のもの)に記載されている登録講習機関の登録番号及び修了番号を含む。)を入力する。</p> <p>(イ) 写真ファイル(平成20年4月1日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景のものでJPEG形式のもの)を添付する。</p> <p>エ 受験手数料 7,000円 財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードにより又はコンビニエンスストアより納入する(事務手数料は、本人負担とする。)</p> <p>(2) 郵送による申込み</p> <p>ア 試験案内及び受験申込書の配布</p> <p>(ア) 配布期間 平成20年7月1日(火)から同年7月31日(木)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)</p> <p>(イ) 配布場所 和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課及び県内各振興局建設部(海草振興局建設部を除く。)並びに社団法人和歌山県宅地建物取引業協会の本部及び支部</p> <p>イ 申込期間 平成20年7月1日(火)から同年7月31日(木)までの日付けの消印のあるものに限り有効とする。</p> <p>ウ 提出書類</p> <p>(ア) 受験申込書(受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書又は銀行振込払込受付証明書をはり付けたもの)</p> <p>(イ) 写真1葉(平成20年4月1日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景で縦4.5センチメートル、</p>	<p>横3.5センチメートル、ただし、顔の寸法は、頭頂からあごまでが3.2センチメートル以上3.6センチメートル以下の大きさのもの)</p> <p>(ウ) 登録講習修了者については、前に掲げる(ア)及び(イ)に加えて登録講習修了者証明書(修了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のものに限る。)</p> <p>エ 受験手数料 7,000円 受験申込前に、所定の郵便振替用紙又は銀行振込用紙により、ゆうちょ銀行(郵便局)又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行口座に払い込む(払込手数料は、本人負担)。</p> <p>オ 郵送先及び郵送方法 社団法人和歌山県宅地建物取引業協会(和歌山市太田143-3)あて、簡易書留郵便又は配達記録郵便で申し込むこと。</p> <p>7 合格発表</p> <p>(1) 発表の期日 平成20年12月3日(水)</p> <p>(2) 発表の方法 合格者一覧表の掲示及び本人への合格証書の送付により行う。</p> <p>8 問い合わせ先 社団法人和歌山県宅地建物取引業協会 和歌山市太田143-3 TEL(073)471-6000</p>
---	---